

【情報提供】上海葵井商務諮詢有限公司

上海市華山路301号 静安商楼211室 TEL: 021-6248-8007

URL: <http://www.aoi-bc.com/> e-mail: shanghai@aoi-bc.com

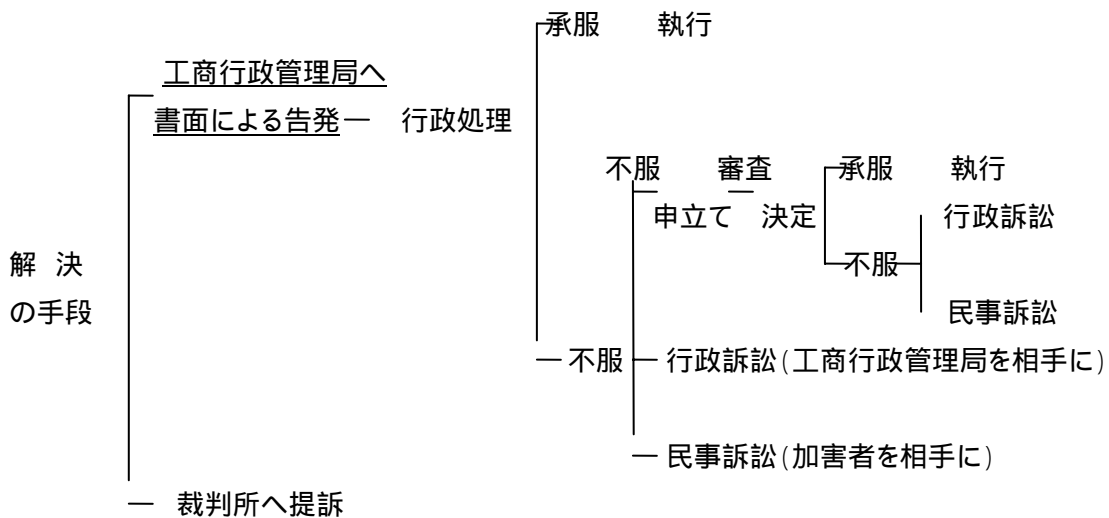
【編集/提供】葵ビジネスコンサルティンググループ 東京本部 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.ykss.com> e-mail: info@ykss.com

商標権侵害事件の解決の手段を図表にまとめてみると、以下になります。



#### (4) 登録商標侵害事件の損失額の認定(56条)

商標専用権を侵害する場合の賠償額は、侵害者が侵害した期間に侵害により得た利益又は被侵害者が侵害された期間に侵害により受けた損失とします。被侵害者が侵害行為を差し止めるために支払った適当な支出を含みます。

侵害者が侵害により得た利益、又は被侵害者が侵害により受けた損失が確定しにくい場合、人民法院が権利侵害行為の情状により50万人民元以下の賠償を命じます。

#### (5) 緊急措置

提訴前の財産保全措置の請求(57条)

商標権者又は利害関係者は、他者がその商標専用権の侵害行為を行っているか又はまさに行おうとしていることを証明する証拠を有し、直ちに制止しなければ、その合法的権益が補填不能

な損害を被る恐れがある場合には、訴訟を提起する前に、人民法院に關係行為の停止と財産の保全措置命令を採るよう要請することができます。

#### 提訴前の証拠保全措置の請求(58条)

侵害行為を差し止めるに際し、証拠が消滅する可能性があり、又は今後の入手が困難である場合、商標権者又は利害關係者が訴訟を提起する前に証拠の保全を請求することができます。人民法院は申立を受領した後、48時間以内に裁定をしなければならない。保全措置を採るように裁定したものについては直ちに執行しなければなりません。

人民法院は申立人に担保を提出することを命じることができます。申立人が担保を提出しない場合には、その申立を拒絶します。申立人は、人民法院が保全措置を採用してから15日以内に提訴しない場合、人民法院は保全措置を解除します。

#### (6)登録商標を侵害する犯罪について

1997年3月に改正された刑法の中に、単独的に知的財産権侵害罪を置き、商標に関連したものは四条に及んでいます。改正前の規定により、これらの条文はより具体的で、執行しやすくなりました。最高刑期は3年から7年に延び、商標犯罪者に脅威を与えるようになりました。

#### 商標使用権に関わる海外への送金について

中国において貿易以外で海外送金する場合は、あらかじめ關係部門に登録・審査・認可される必要があります。商標権の導入に関わる海外送金についても同じで、關係部門で登録・審査・認可されていないと海外への送金はできません。そして契約の内容によっても手続方法は違ってきます。

#### 商標権の導入に関わる外貨送金について

(1) 専利、専用技術(ノウハウ)の実施許諾又は譲渡を含まない商標許諾に関する外貨送金について

審査証明書・書類としては

- 1、商標使用許諾契約書；
- 2、国家商標局が発行する「商標使用許諾契約届出通達書」

(2) 専利、専用技術(ノウハウ)許諾又は譲渡を含む商標許諾に関する外貨送金について

審査証明書・書類としては

- 1、商標譲渡契約書

- 2、 商標権者の「商標登録証書」
- 3、 国家商標局が発行した「商標譲渡審査済み証明書」

(3) 専利、専用技術(ノウハウ)の許諾又は譲渡を含まない商標譲渡に関わる外貨送金について

審査証明書・書類としては

- 1、 商標譲渡契約書
- 2、 元商標権者の「商標登録証書」
- 3、 国家商標局が発行した「商標譲渡審査済み証明書」
- 4、 関係機関が発行した「技術導入及び設備輸出契約発効証書」

(4) 専利、専用技術(ノウハウ)の許諾又は譲渡を含む商標譲渡に関わる外貨送金について

審査証明書・書類としては

- 1、 商標譲渡契約書
- 2、 元商標権者の「商標登録証書」
- 3、 国家商標局が発行した「商標譲渡審査済み証明書」;
- 4、 関係機関が発行した「技術導入及び設備輸出契約発効証書」。

取引銀行は、取得した登記証或いは許可証とその他の関連書類を審査してから、初めて外貨両替して、海外へ送金できる。

上海市光明法律事務所

上海葵井商務諮詢(有)特別顧問

弁 護 士 程 甦 記

1990年 中国弁護士資格取得

2000年 日本外国法事務弁護士資格取得

得意分野 会社法・投資法・知的財産権

TEL 021-5293-0100-257